

がっこうきゅうしょくひ 学校給食費についてのお知らせ

1 学校給食費の金額

- 1年間の学校給食費は、「1食当たりの単価×年間給食予定回数」により計算します。
- 毎期の納める金額の目安は次のとおりです。具体的な金額は6月頃にお知らせします。
- 「牛乳なし」は、食物アレルギーや乳糖不耐症などと認められ、「学校給食費区分変更届」を出した場合に当てはまります。また、はっこう乳などの飲み物すべてが止める対象となります。

校種	学年	中学校			特別支援学校	
		1・2年生	3年生	幼稚部	小学部	中学部・高等部
月ごとの金額	完全給食	4,600円	4,800円	3,000円	4,500円※	5,400円
	牛乳なし	3,600円	3,900円	2,000円	3,500円※	4,300円

※特別支援学校 小学部 各分教室については小学校と同じ金額になります。

2 学校給食費を納める方法

- 学校給食費は、原則として口座振替により納めます。口座振替の登録は、納期限の前月20日までに受け付けたものから、翌月以降、取扱いを始めます（土日・祝日などの場合、納期限は翌営業日となります。）
- 令和6年度（2024年度）の口座振替日（納期限）は次のとおり予定しています。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	1月6日	1月31日	2月28日
対象月	4,5月分	6月分	7月分	8,9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2,3月分

【学校給食費の口座振替による納付に御協力をお願いいたします。】

口座振替の手続はインターネットのWeb口座振替受付サイトから行うことができます（裏のURLを見てください）。

3 学校給食費関連でお配りする物

年間の学校給食費と納期限は、6月中旬に「学校給食費納入額決定通知書」をお送りします。また、支払方法が納付書払の方には、月の20日前後に「学校給食費納入通知書」と一緒に納付書をお送りします。

4 住所や氏名、口座情報などが変わった場合の手続

■ 学校給食費負担者の住所、氏名、電話番号が変わった場合の手続は、次のとおりです。

変わった内容	学校に出す書類	備考
住所（配る物の送り先）	なし※	※住所が変わった場合は、区役所に出した新住所に、お配りする物の送り先が変わりますので、「学校給食申込書記載事項変更届」の提出はいいませんが、 <u>区役所に出した住所とは違う住所に送付をしてほしい場合は、「学校給食申込書記載事項変更届」を必ず学校に出してください。</u>
学校給食費負担者の氏名	学校給食申込書記載事項変更届	
電話番号		

※特別支援学校幼稚部・高等部に在籍の方は、「学校給食費記載事項変更届」の提出が必ず必要になります。

■ 学校給食費の口座情報を変える場合の手続は、次のとおりです。

変わった内容	必要な手続
振替口座を変えたい	学校から「口座振替納付依頼書」を受け取り、川崎市が指定する金融機関へ出してください。
口座名義を変えたい（姓が変わったなど）	「学校給食申込書記載事項変更届」に通帳の写しなど、変わった後の名義人がわかるものを付けて、学校に出してください（ゆうちょ銀行は、指定の専用用紙による窓口での手続が必要です）。

5 学校給食費の停止・再開・変更（学校給食費の調整）について

(1) 学校給食の提供について、停止・再開・変更を届け出る場合

- 学校給食の提供を「停止する（食べない）」「停止から再開する（食べる）」「給食の内容を変える（牛乳を飲まないまたは牛乳のみ飲む）」とする場合は、事前に学校へ「学校給食費区分変更届」を出すことにより、学校給食費の調整を行います。

食物アレルギーにより、牛乳を飲まないまたは牛乳のみ飲む場合など

食物アレルギーなどにより、「①給食を食べない」「②牛乳を飲まない」「③牛乳のみ飲む」となる場合は、「学校給食費区分変更届」を学校に出してください。①～③の区分に応じて、学校給食費を調整します。

ケガや病気、長い期間を休むことなどにより、続けて4日以上給食を食べない場合

ケガや病気、長い期間を休むことなどにより、学校給食がある日に続けて4日以上給食を食べないことがあらかじめわかっている場合は、「学校給食費区分変更届」を学校に出すことで、学校給食費は請求しません。

様々な事情により思いがけずに長期欠席になったとしても、「学校給食費区分変更届」の提出がない場合は、学校給食費は請求されます。給食を停止すべきか迷った場合は、学校又は健康給食推進室まで、必ず御相談ください。

市立学校以外へ転校する場合

市外への転出や、私立学校へ転校する場合などは、通常の転校の手続が必要ですが、学校給食に関わる文書の提出はいりません。なお、食材を発注しているため、学校給食費の請求をすぐに止めることができませんので、あらかじめ御了承ください。

「学校給食費区分変更届」の届出の注意点

食材を発注しているため、学校が届出（「学校給食費区分変更届」または転校の届出）を受けた日の翌日から数えて8日目（土日・休日などを除きます）以降、学校給食費を調整します。

特に、学校給食を止めることについては、届出がないと食材が発注されますので、食べていなくても学校給食費が請求されます。そのため、確実に学校への事前の届出をお願いします。

届出が遅れた場合は、希望する日から請求を止めることができませんので御注意ください。

（例）令和6年6月24日（月）～28日（金）の学校給食を止めたい場合

→ 学校への「学校給食費区分変更届」の届出期限：令和6年6月12日（水）

(2) 学校行事や臨時休業などにより、学校給食を食べなかった場合

- 学校行事などにより、あらかじめ給食を食べないとした日の学校給食費は請求しません。
- 台風や感染症により、学校が臨時休業（学校・学年・学級閉鎖）した際など、給食を食べなかった場合は、学校給食費を集めません。臨時休業などによって急に使うことができなくなった給食食材は、SDGsの取組として、こども食堂などの食材に活かす場合があります。

(3) 学校給食費の調整（精算）は第9期で行います。

- 学校給食費の調整は、原則として第9期で行います。2月に給食実施回数に応じた1年間の学校給食費を決めて、第9期の納付金額から精算します。
- 調整後の納付金額は、「学校給食費納入額変更通知書」で2月にお知らせします。市外に転出するなどの場合は、事由が発生した翌月以降に郵送します。
- 第9期の納付金額が決まった後に、学校給食費を調整する事由があった場合は、3月に請求または還付を行います。追加で支払う場合は、すべて納付書による支払いとなります。
- まだ払っていない学校給食費がある場合は、還付を行わず払っていない分に充てます。

(4) 学校給食費の支払いが難しい場合

- 生活保護や就学援助を受けている方は、学校給食費の負担はありません。認定に時間がかかり、先に納付いただいた認定対象分の学校給食費は、認定後に還付します（なお、就学援助を受けるためには、昨年度認定を受けていた方も含め、あらためて申請を行う必要があります）。

【問合せ先】

かわさきし きょういくいいんかいじむきょく けんこうきゅうしょくすいしんしつ
川崎市 教育委員会事務局 健康給食推進室

でんわ
電話 044-200-2539

めーるあどれす
メールアドレス 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

こうかいけいかほーむぺーじ
公会計化 H P

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html>



↑Web口座振替受付
サービスはこちらから
アクセスできます。

「学校給食費区分変更届」や「学校給食申込書記載事項変更届」の用紙は、各学校で配っています。また、上記の川崎市のホームページからもダウンロードできます。金融機関に出す「口座振替納付依頼書」は学校からお渡しします。